

# スイス・グローバル・リーダー・ファンド（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／株式

2017年12月5日作成

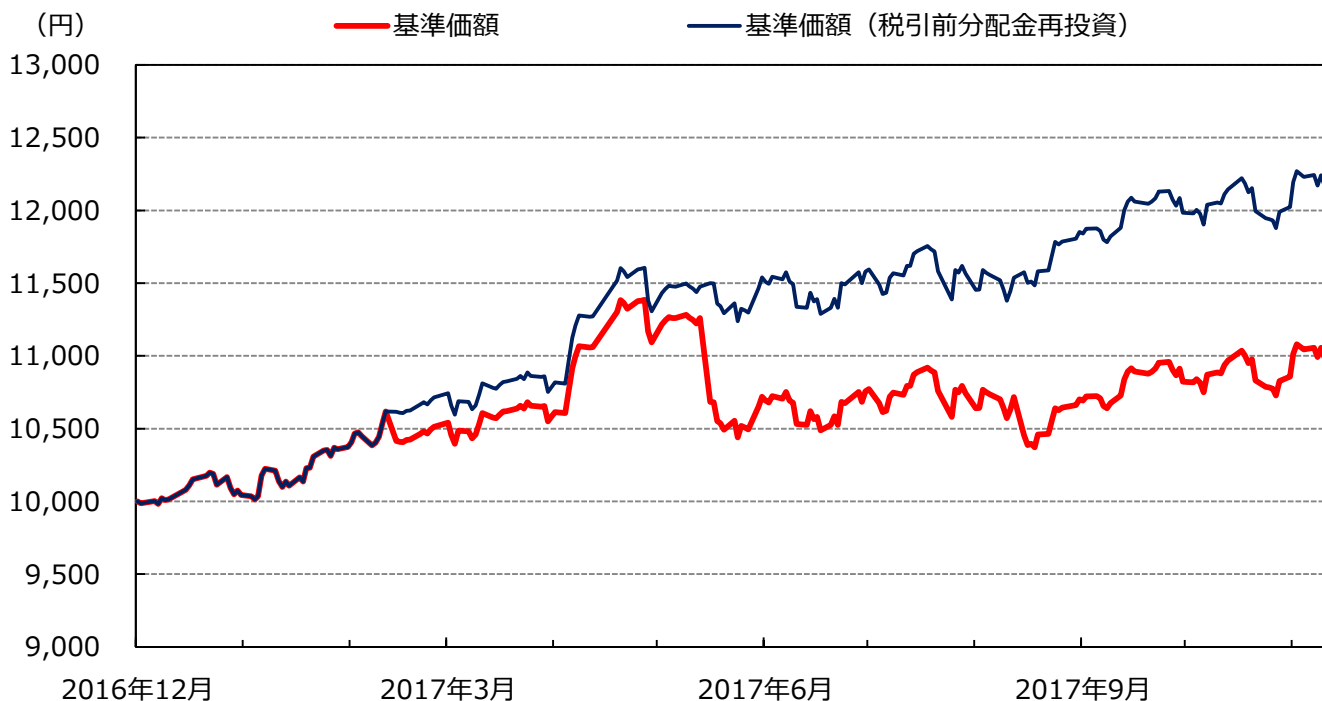
## 足元の運用状況について ～ 株高を追い風に基準価額は上昇 ～

当ファンドの基準価額（税引前分配金再投資）はトランプ・ラリーなどを追い風に上昇を続け、2017年11月末までの直近3カ月の騰落率は+6.4%、設定来では+21.7%となっています。

また、2017年12月の決算において500円分配した結果、設定来の分配金総額は1,600円となりました。

次ページ以降では今後の見通しについてご説明いたします。

【基準価額の推移】



基準価額の騰落率 (税引前分配金再投資)	2017年9月	2017年10月	2017年11月	直近3か月
	+3.3%	+1.9%	+1.0%	+6.4%

分配金の推移 (1万口当たり、税引前)	2017年6月	2017年9月	2017年12月	設定来
	600円	300円	500円	1,600円

期間：2016年12月21日～2017年11月30日

※ 基準価額（税引前分配金再投資）は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しています。

※ 基準価額及び基準価額（税引前分配金再投資）の計算において信託報酬は控除されています。

※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額（税引前分配金再投資）のグラフが重なって表示される場合があります。

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。

※ 設定来のファンド騰落率は、10,000を基準として計算しています。

# スイス・グローバル・リーダー・ファンド（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／株式

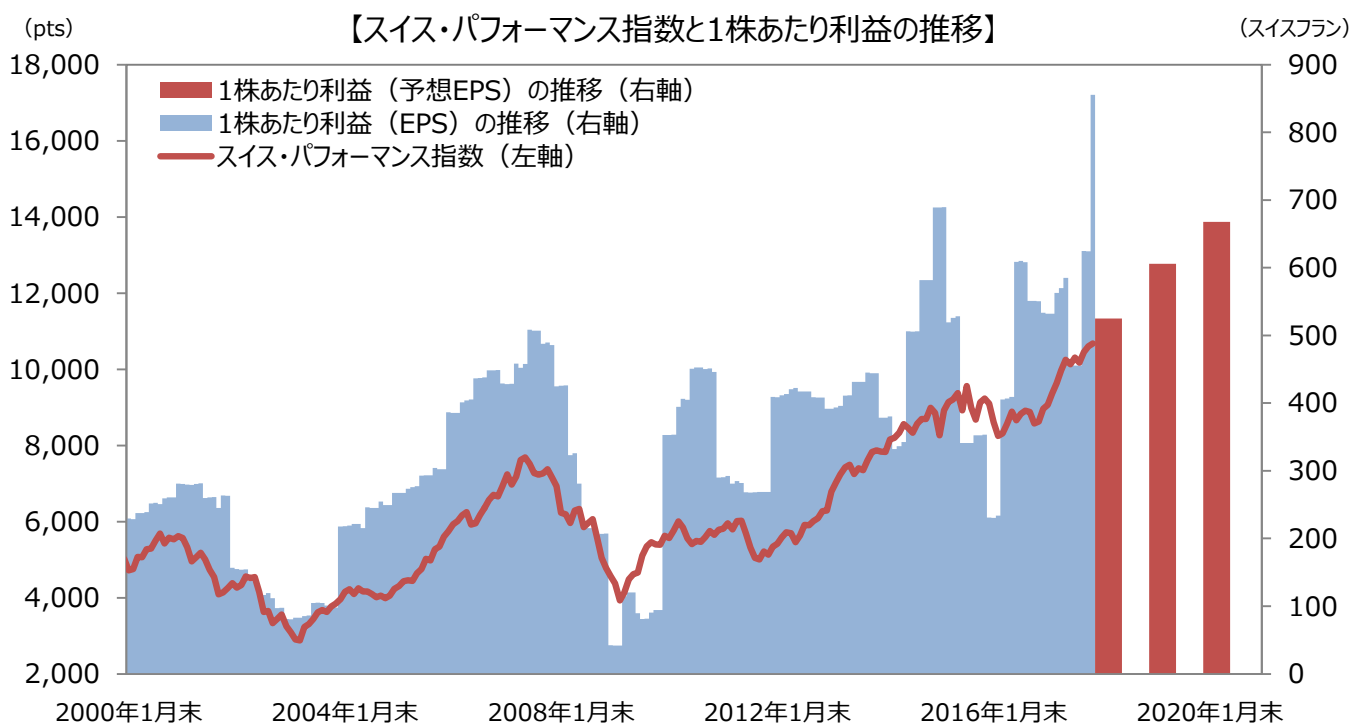
## 今後の見通し

### ～ 利益成長を背景に上昇基調を維持する見通し ～

スイス・パフォーマンス指数の11月30日時点の予想EPS（一株あたり利益、Bloomberg集計による予測値）は2018年12月末が606.04スイスフラン、2019年12月末が667.58スイスフランで、予想EPS成長率は2018年が+15.5%、2019年が+10.2%と順調な増加を示しています。

特定の分野で世界No.1のスイス企業の中長期的な潜在成長力、業績や株価等を考慮すると、スイス株式市場の上値余地は引き続き大きいと判断しています。各国中央銀行の金融政策やマクロ経済動向を注視しつつ、個別企業のボトムアップ分析に注力し運用を行います。

（運用委託先からの情報を基に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが作成）



	予想EPS	予想EPS成長率
2018年12月末	606.04スイスフラン	+15.5%
2019年12月末	667.58スイスフラン	+10.2%

出所：Bloombergより作成

期間(株価)：2000年1月末～2017年11月末、(EPS)：2000年1月末～2019年12月末

■ 2017年12月末、2018年12月末、2019年12月末のEPSはBloomberg集計による2017年11月末時点の予測値

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

# スイス・グローバル・リーダー・ファンド（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／株式

## その背景にあるスイス・グローバル企業の強さ ～スイス企業の高い利益率～

スイスは内需に恵まれないため企業は早くから世界に進出しイノベーションやブランド戦略などを通じて付加価値の高い製品やサービスを販売し相対的に高い利益率を確保しています。

スイス 恵まれない内需 ▶ ●人口が少ない ●国土が小さい ●資源が乏しい

スイス企業は世界へ積極的に進出し、成長の活路を見出す

スイス企業  
グローバル化

高い競争力を維持

### スイス・グローバル企業の特徴

価格競争に巻き込まれない戦略

- ★ 技術革新
  - 付加価値の高い商品・サービスの提供
- ★ 高いブランド力
  - 無形価値であるブランドを大切にする
- ★ マーケット戦略（選択と集中）
  - マーケットシェアを高め、価格決定権を持つ

スイス企業の高い利益率へ

現在は特に新興国市場の需要を取り込み、高い成長を実現しています。



### スイスの基礎データ

国名：スイス連邦  
面積：約4.1万km<sup>2</sup>  
人口：824万人（2014年）  
首都：ベルン  
言語：ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語  
通貨：スイスフラン  
一人当たりGDP：78,245米ドル  
（ご参考：日本 38,282米ドル）  
政体：連邦共和制  
（26の州（カントン）により構成される）  
略史：1815年欧州列強がウィーン会議で永世中立を承認  
1960年EFTA加盟  
1973年ECと自由貿易協定締結  
2002年国連加盟（190番目の加盟国）

出所：外務省HP、IMF（World Economic Outlook Database, April 2017） 2017年値（IMF予測値）より作成

## ファンドの主なリスクと留意点

《基準価額の変動要因》 くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

### ◆価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ◆信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### ◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### ◆為替変動リスク

#### スイス・グローバル・リーダー・ファンド

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ◆銘柄集中投資のリスク

ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

## 《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

◆マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(以下、弊社)により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断ください。なお、お客さまへの投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込不可日	スイス証券取引所の休業日においては、お申込みの受付ができません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
信託期間	平成33年6月4日まで(設定日 「スイス・グローバル・リーダー・ファンド」：平成23年7月29日／「スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)」：平成28年12月21日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回るようになった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則3月、6月、9月、12月の各4日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年4回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

その他の項目につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## お客さまにご負担いただく手数料等について

購入時手数料	購入価額に <b>3.78%(税抜3.5%)</b> を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じた額です。
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.8144%(税抜1.68%)</b> を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ◆監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756%(税抜0.007%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ◆その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況

委託会社	<b>損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社</b> 金融商品取引業者(登録番号:関東財務局長(金商)第351号)であり、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。信託財産の運用指図等を行います。 電話:0120-69-5432(受付時間:営業日の午前9時から午後5時) ホームページ・アドレス: <a href="http://www.sjnk-am.co.jp/">http://www.sjnk-am.co.jp/</a>
受託会社	<b>みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)</b> 信託財産の保管等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行に委託することができます。
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド（為替ヘッジあり）

■ 販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

2017年11月30日 現在

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○				
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				

<備考欄の表示について>

- ※ 1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※ 2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※ 3 新規のお取扱いを行っていません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。